

左の記事を読んで、下の問いに答えましょう。

「原爆裁判」に再び脚光

米投下を国際法違反と判断

1963年、広島、長崎両市への原爆投下を「国際法に違反する」とした世界初の司法判断が出された。判決文には当時の被爆者救済政策の貧弱さを嘆く内容も含まれ、その後の拡充に道を開いたとされる。3人の裁判官のうち1人は、NHK連続テレビ小説「虎に翼」主人公のモデル三淵嘉子さん。放送でも取り上げられ、再び脚光を浴びている。

朝ドラのモデル 三淵さん担当

訴訟は広島や長崎の被爆者ら5人が、サンフランシスコ平和条約で米国への賠償請求権を放棄した日本政府に損害賠償を求めて55年4月、東京地裁に起こした。審理では国際法学者など3人の鑑定人が戦争法規などから評価した鑑定書を提出。うち2人は原爆投下を「非人道的」「無防守都市に対する無差別爆撃」などと国際法違反と指摘した。63年12月の判決で、古関敏

1 被爆者が、原爆を落としたアメリカではなく日本国に損害賠償を求めたのはなぜですか。次の文の空欄に本文中から適語を抜き出して入れましょう。

日本政府は で、米国への賠償請求権を放棄したから。

2 被爆者は裁判で敗訴しましたが、裁判所は判決で被爆者を救うよう国に対応を迫りました。このような訴訟を何と言いますか、6文字で書きましょう。

--	--	--	--	--	--

3 空欄に入る名前を書きましよう。

--	--	--	--	--	--



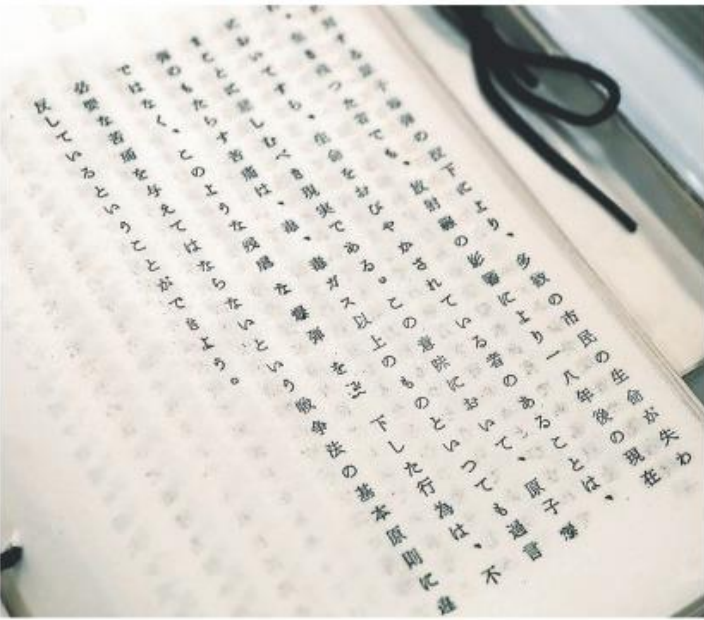
「原爆訴訟」の裁判官の1人だった三淵嘉子さん(明治大学史料センター所蔵)

正裁判長は国の賠償責任は認めなかった。しかし判決理由で、原爆の惨状を「毒、毒ガス以上のもの」とし、不必要な苦痛を与えてはならないとする国際法の基本原則に違反すると認定。「人体に種々の苦痛、悪影響をもたらす残酷な兵器」と、原爆後遺症にも言及した。判決文の最後には、被爆者救済策が十分でないとした上で「政治の貧困を嘆かずには

被爆者救済拡大国に迫る

1963年の「原爆訴訟」判決は当時の被爆者救済策を改善するよう国に対応を迫った。判決文は英訳され、核兵器廃絶に向けて原爆投下を市民で裁く動きも生まれた。国は57年に旧原爆医療法を制定。被爆者健康手帳の交付が始まった。しかし対象は「直爆被爆」に限られ、判決文は「この程度のもものでは救済にならない」と断じた。国は給付や対象を拡充し、95年に現行法の被爆者援護法が施行。原爆放射能による健康被害は他の戦争被害と異なる「特殊

の被害」とし、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護が始まった。判決文は英訳され、海外では原告男性の名前から「シモダ・ケース」と呼ばれる。2006年には広島市で市民の手で原爆投下を裁く「国際民衆法廷」が開かれた。日、米、コスタリカの国際法学者の判事団が、戦争犯罪や人道に対する罪に当たるとして、投下を命じた 元米大統領を有罪とし、米政府に対し謝罪と賠償を命じる「判決」を言い渡した。



広島、長崎両市への原爆投下を国際法違反とした判決文の写しの一部

NIEワークシートのこたえ（2024年9月10日公開）

◆ワークシート「原爆裁判(社会)」 2024.9.9付 夕刊 6面 解答

- 1 サンフランシスコ平和条約
- 2 政策形成訴訟
- 3 トルーマン